

免税事業者も他人事ではありません！ 適格請求書発行事業者とは？

# インボイス制度セミナー

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式が導入されます。適格請求書等保存方式においては、消費税の仕入税額控除の要件の1つとして、適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」の保存が必要となり、この適格請求書発行事業者となるには、税務署に登録を受ける必要があります。また、仕入先や発注先が免税事業者の場合は仕入れ控除が出来なくなるなど、すべての事業者に影響があり早めの準備が必要です。

本セミナーでは、インボイス制度の概要のほか、適格請求書発行事業者の登録方法等の対応策について説明いたします。この機会にご参加くださいますようお願い申し上げます。

- 日 時 令和3年10月12日（火）午後2時～3時30分
- 場 所 プラザイン水沢
- 講 師 税理士 西野俊生 氏
- 受講料 会員・一般 無料
- 定 員 50名
- 申込み 下記申込書にご記入のうえ、FAX または電話にて10月6日までにお申込みください。

**注意点** マスク着用、当日の検温及び手洗いと消毒液利用のご協力をお願いします。発熱や咳、風邪のような症状等がみられる場合は出席をお控え願います。新型コロナウイルスの影響により変更または中止になる場合があります。

公益社団法人胆江法人会

水沢地区青色申告会連合会・奥州青色申告会

〒023-0818 奥州市水沢東町4 TEL 24-3141 FAX 24-3148

インボイス制度セミナー 受講申込書

事業所名		住 所	
受講者名		受講者名	

※ご記入頂いた個人情報は、参加者名簿の作成、当会からの連絡・各種情報提供の目的にのみ使用致します。